

地域のために、働きませんか？

東紀州環境施設組合職員を募集します

東紀州環境施設組合では、令和9年4月1日採用の職員を募集します。当組合は、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町で構成され、令和10年度からの稼働を目指し、ごみ処理施設の建設を進めています。職種や受験資格、試験内容などは次のとおりです。

◆職種および採用予定人数、受験資格

職種	採用人数	受験資格		職務内容
		年齢要件	共通要件(すべてに該当する方)	
事務職	1名程度	平成3年4月2日以降生まれの方	- 大学、短期大学（高等専門学校を含む）を卒業した方または令和9年3月卒業見込みの方および高等学校を卒業した方 - 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方	ごみ処理施設の管理・運営に関する事務

※外国籍の方は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること

◆申込方法

東紀州環境施設組合ホームページより受験申込書、履歴書および受験票を入手し、その他必要書類を添えて、郵送、持参、またはメールにてお申し込みください。

募集要項を確認のうえ、お申し込みください。

◆受付期限

10月16日（金）まで
（平日の午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は書留とし、10月16日（金）午後5時15分必着）

◆宛先

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号
東紀州環境施設組合事務所
Mail: higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

◆採用予定日

令和9年4月1日

◆試験の日程、会場、内容

《第1次試験》

①会場方式

【日程】11月8日（日）午前9時30分～

【会場】尾鷲市立中央公民館

【内容】職務能力試験、職務適応性検査、事務適性検査

②テストセンター方式

【日程】10月10日（土）から11月8日（日）

【会場】全国約200か所のテストセンター

【内容】①と同様

《第2次試験》※第1次試験合格者のみ

【日程】12月6日（日）

【会場】尾鷲市立中央公民館

【内容】面接試験

▶詳しくは、東紀州環境施設組合総務係（☎0597-49-0080）までお問い合わせください。

商品券は9月30日までにご利用ください

「紀の宝商品券」の有効期限がせまる！

3月下旬ごろにエネルギー・食料品等の価格高騰対策として配布した「紀の宝商品券」の有効期限が、9月30日（水）をもって終了します。

有効期限を過ぎた商品券はご利用いただけず、換金などできませんので、使い忘れのないよう

う、期限までにお早めにご利用ください。

▶詳しくは、役場産業振興課（☎33-0336）までお問い合わせください。



町ホームページ

見て、学んで、体験し、災害への備えを!!

紀宝町総合防災訓練を開催します



町では、地震をはじめとするさまざまな災害を想定した、紀宝町総合防災訓練を次のとおり実施します。

午前の部は、町内の各自主防災組織が主体となり、各地区で避難訓練などを行います。午後の部は、町生涯学習センター「まなびの郷」を会場に、防災に関する講演や体験などを行います。

この訓練は、町民のみなさん一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に適切な避難行動をとるための知識や備えを身につけることを目的としています。

この機会にぜひ訓練に参加し、地域で助け合うことの大切さや、災害への備えを確認しましょう。

◆午前の部

【実施日時】11月8日（日）午前9時～正午

【対象者】全町民

【訓練内容】

訓練内容は各地区で異なります。時間や訓練場所などの詳細については、各地区から配布されるお知らせをご確認ください。

◆午後の部

防災・医療に関する講演や体験型の啓発イベントなどを行います。大人から子どもまで、防災・医療について学べる機会ですので、お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

【実施日時】11月8日（日）

午後1時30分～4時（予定）

【開催場所】町生涯学習センター「まなびの郷」

【対象者】全町民

【内容】

①きらめきホール

- ・パネルディスカッション
- ・医療に関するシンポジウム など

②きらめきホール以外

- ・防災グッズ作成体験、津波浸水 VR 体験、親子防災クッキングなどの体験・啓発コーナー

③鶴殿運動場、駐車場

- ・車両展示、資機材展示、地震体験車など

▶詳しくは、来月号の折り込みチラシをご覧ください
だくか、役場防災対策課（☎33-0335）までお問い合わせください。

毎日のおでかけをもっと快適に

電動車いすなどの購入費を補助します



町では、65歳以上で運転免許証を自主返納された方や身体障がい者手帳の交付を受けている方などを対象に、次のとおり新品電動車いすなどの購入にかかる費用の一部を補助します。

【対象者】次のすべてに該当する方

- ・町内に住所があり、居住している方
- ・65歳以上の方、または身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ・購入した新品電動車いすなどを自ら使用する方
- ・町税などを滞納していない方
- ・運転免許証を保有していない方

【補助金額】本体購入費用の2分の1

※各車両の補助金額は右の表をご確認ください

【申請期限】対象車両の購入後3か月以内

◆各車両の補助金額

対象車両	補助金額(上限額)	
	自主返納された方	それ以外の方
自操用電動車いす	16万円	14万円
電動アシスト自転車	6万円	5万円
電動アシスト三輪車	8万円	7万円
三輪車	4万円	3万円

【申請方法】

購入した車両の領収書、保証書、全体のカラー写真などを持参のうえ、役場企画調整課窓口へ申請してください

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。